

## むつ市議会第245回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和2年9月9日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

【決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第9 議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算

【報告に対する質疑】

- 第10 報告第18号 令和元年度むつ市健全化判断比率について
- 第11 報告第19号 令和元年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議案質疑、討論、採決】

- 第12 議案第85号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第13 議案第86号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管業者	村田	尚	総務部長	吉田	真
総務部 理事	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	中村	久
福祉部長	須藤	勝広	健康 推進部長	中村	智郎
子ども みどり s m i l e k o f f i c e にりつ 所	菅原	典子	経済部長	立花	一雄
都市整備 部長	中里	敬	大畑庁舎 上水道 局長	伊藤	大治郎
教育部長	角本	力	井戸	向秀	明
健康 推進 医療課	畑中	美雅	総務 部課 幹		

部課事  
務務  
總總主

菊池 亘

事務局職員出席者

事務局長  
總括主幹  
主 幹

佐藤 孝 悦  
青山 諭  
堂崎 亜希子

次長 中野 敬三  
主幹 葛西 信弘  
主任主査 井田 周作

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、9月3日、決算審査特別委員会に付託いたしました議案の審査結果について、決算審査特別委員長から会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、御覧願います。

次に、9月4日市長から、今定例会に議案1件をさらに追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日議案第85号の審議後に上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第9 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第9 議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

○13番（白井二郎） おはようございます。決算審査特別委員会に付託されました議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月4日及び7日に、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算、議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算については、全会一致で原案の

とおりの可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第76号

○議長（大瀧次男） まず、議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算に反対いたします。

「市民の暮らし応援予算」と銘打った令和元年度予算は、市道等の整備に9割の補助金を交付する制度、医師確保通勤支援事業、骨髄移植ドナー支援助成事業等の新規事業を実施しましたが、令

和元年10月から消費税10%へと増税され、負担が重くなった市民への暮らし応援にはまだまだ不十分です。

本案の令和元年度決算の実質収支額は1億8,135万3,228円の黒字となったものの、平成30年からむつ総合病院の債務負担行為の設定を年間1億4,100万円、15年間に繰延べしたという背景があり、厳しさは変わりありません。

歳出の大きなものとして、令和元年度のむつ市総合アリーナ整備事業費31億8,665万4,330円がありました。主要施策の実績報告書には、令和2年度までの継続事業で、アリーナ建設工事及び外構工事、施工監理業務等を進捗させることができたと書いてありますが、全国的な労働者不足という理由で、また3億円が増額されました。令和2年度オープン後の維持管理費等、ますます財政にとっての厳しさは増すでしょう。

また、総合アリーナの基本方針の一つとして、大規模災害時の災害復旧拠点として防災機能を有する施設づくりと書かれていますが、浸水エリアの中にあるこの建物は役割を果たせるのかどうか、指摘しておきます。

原子力広報調査費として1,001万2,796円が歳出され、高校生含め原子力推進のための広報と調査が実施されました。令和元年、県知事選の世論調査で原発の即時廃止は12.7%、段階的に廃止47.2%と過半数が廃止を求めています。この事業はやめるべきです。

歳入では、電源立地地域対策交付金等原発関連交付金は合計で23億6,510万8,407円、さらにむつ総合病院交付金3億8,000万円を加えると合計27億4,510万8,407円と、原発関連交付金に依存した財政構造となっています。

今日稼働している原発は4基のみ、核燃サイクルシステムが行き詰まり、先が見えなく、最終処分地への不安が報じられる今日、国策頼みではな

く、自立した財政運営を目指すべきです。

そして、原発、核燃から撤退する地域と関連産業への影響を緩和するために使う交付金やエネルギー転換交付金などを求めるべきです。

1960年代に国主導で石炭から石油へとエネルギー転換政策が行われ、国費4兆円が投じられたという歴史の経験があります。むつ市の自立した財政確立目指し、この間削減され続けているむつ市の農林漁業の職員数を増やし、その生産土台を厚くし、地産地消、関連産業を育成、その上に地産外商を広げる道へと一步一步進むべきと訴えて反対討論といたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第76号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第77号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第78号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対します。

本案は、後期高齢者医療制度の保険料均等割を軽減する特別措置の9割軽減を令和元年に8.5割軽減にしました。令和3年での7割軽減まで続きます。この会計は、運営主体が県で、青森県後期高齢者医療広域連合議会で決定され、私たちむつ市民から遠くなっています。しかし、むつ市民2,719人が年間1人当たり4,100円の負担増で、総額1,114万7,900円の負担増となりました。

よって、反対いたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第78号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第79号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

○2番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算に反対します。

本案は、下水道料金を高く設定されている旧むつ市に合わせるということで、平成29年、平成30年、平成31年の3年間で値上げするという方針で実施され、最後の値上げの年です。大畑地区268万円、川内地区205万円、脇野沢地区44万円、漁業集落排水処理施設2か所7万円、合計524万円の使用料が市民の負担増となった決算です。

よって、本案に反対いたします。

○議長(大瀧次男) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第79号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第80号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第81号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第82号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第83号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第84号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり認定されました。

### ◎日程第10～日程第11 報告に対する 質疑

◇報告第18号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 報告第18号 令和元年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で報告第18号の質疑を終わります。

報告第18号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第19号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 報告第19号 令和元年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で報告第19号の質疑を終わります。

報告第19号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

### ◎日程第12 議案質疑、討論、採決

◇議案第85号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第12 議案第85号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 議案第85号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例の第3条、基本理念について数点お聞きしたいと思います。

まず、第3条の基本理念ですが、「感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として講ずる施策は、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、当該患者等に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように人権を尊重しつつ、市、事業者、市民等の相互間の緊密な連携協力の下で、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」としています。

この条例を策定した背景には、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、地域経済と日常生活を取り戻すという考えがあるものと思いますが、一方で条例制定によって、俗に言う自粛警察と言われる嫌がらせや密告等が発生しやすくなる可能性が考えられます。その場合の対応をどのように行うのか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

感染症による差別や誹謗中傷というのが全国的な問題となっております。国の新型コロナウイルス感染症対策分科会においても、これ取り上げられているところでございます。むつ市では、現時点で感染者はおりませんが、この後この感染者がいなくないということがかえって発生時に重く患者の方にのしかかる可能性があるというふ

うに思います。これまでのケースで見ますと、発生していないのに誹謗中傷があったというケースもむつ市内でも確認をしております。

この感染症は、繰り返しになりますけれども、万全の対策をとったとしても感染の可能性があります、感染者が責められるべきではないということは、これは言うまでもないことだと思います。本条例では、第3条で基本理念として差別、偏見が生じないよう人権擁護について規定しております。

お尋ねの具体的に何をするかということですが、この基本理念、これを実施するため、私どもとしては新しい政策として、「グッドネイバー（良き隣人）プロジェクト むつみあうところ」という政策の展開を考えているところであります。

むつ市としての基本的な方針を掲げ、宣言をし、誹謗中傷等被害相談窓口の開設、ホームページ、各種イベント及び出前講座等による啓発活動、訴訟等が起こった場合のその一部費用補助、あるいはサイバーパトロールなどについて、これを実施していくことを考えております。

財源については、全額これまでコロナ対策でいただいた寄附の中から賄うことを前提としてございます。

今後は、国の動きを注視しながら、個人情報に係る法令上の課題を整理した上で、状況に応じてこのグッドネイバー（良き隣人）プロジェクトを推進することによって適切な措置を講じ、むつ市民の皆様の人権の擁護に努めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 新しい施策ということですので、ぜひそれをいつ公表して実行するのかは、ちょっと分かりませんが、ぜひやっていただきたいものだというふうに思います。

そして、今日たまたまタイミングよく東奥日報

に掲載されたことがあります。青森県のことがですが、新型コロナウイルス感染者の公表基準をまとめたいということで、その記事によれば、本人の特定、誹謗中傷等を防ぐという観点から、市町村名は公表しないとされていたのです。あわせて、県内自治体の首長から意見を聞いた際、一部の自治体は異論があったとのことですが、市長はどんな考えだったのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、先ほどのグッドネイバー（良き隣人）プロジェクトについては、質問があったらというか、議会の中ですので、この場でちょっと発表ということに代えさせていただいて、この後本日対策本部がありますので、その記者会見のところで具体的なお話はさせていただきたいと思います。事前に議長の方にはお示しさせていただきますので、議員の皆様にもお届けをさせていただきたいと考えてございます。

今のお尋ねの2点目ですけれども、一部の自治体が異論があったということなのですが、その一部の自治体にむつ市が入っておりまして、私としては少なくとも市町村については公表すべきだと。町村のほうは関係ないですけれども、市のほうはといいますか、むつ市はできれば公表してほしいというふうに答えさせていただいております。

その理由は何点かございまして、1つは、仮に「管内」というふうに、管内ベースの公表になると、県内で対応に差が出ます。すなわち保健所のある青森市と八戸市は当該市の発生状況がわかるのですが、ほかの市町村は、これ分からなくなってしまう。したがって、県内の市町村に差が出ると。

2つ目が、各県ごとに対応がやっぱり異なっていて、県民目線、市民目線で見ますと、みんなテ

レビとか新聞見ているわけです。そうすると、普通のどこの市で発生していますというのを出ているのに、何でうちのところだけは発表しないのだろうというふうになるわけです。それは、県側に言わせれば、保健所の違いだと言いますが、それはもうあるかないかの違いだと言いますが、県民にとってほとんど関係のない話で、そういう意味ではほかの県との差が出るということが2点目です。

3点目でいきますと、何点かあるのですけれども、県が仮に市町村名を非公表にしても公表される場合がある。まさにそれは、今回の五所川原管内といったときに、結果的にはつがる市在住ということ自衛隊のほうで公表しました。したがって、県が非公表にしても公表する場合があるということであれば、これはその統一性がまた図られないことになる。

続いて、これ最も大事なポイントなのですが、人権が守られるかどうかということなのですが、確かにある特定具合を緩めることで、その当該感染者の人権が擁護されるというか、そういう可能性はある、配慮される可能性はある。ただ一方で、例えばむつ市だとしたら、1人出て、出ていない人が5万7,000人いるわけです。5万7,000人のほうの平穏な生活というものが、これは一体どうなるのだという話があるわけです。ですから、疫学的観点と、それから民生安定という観点から、人権を相互に比較衡量した上で、その市町村名ぐらいは公表したほうが私はいいだろうと。それは形式的な論点。

人権に対する実質的な論点としては、では今までそんなに公表していなかったけれども、人権守られてきたかといったら、多分そうでもない。結局特定されて誹謗中傷されているということでいけば、どこまでを公表するかということをよく考えなければいけない。ある意味、職業を公表し

ないというのは私もよく分かります。そんなことする必要は多分ないのだと思いますが、少なくとも市の名前まではやってもいいだろうと。その辺の反省が、今までやってきたことと、今までの誹謗中傷具合とか差別とか偏見の具合というものの反省がどうなっているかということ具体的に教えていただかなければ、それは私たちとしてはなかなか受け入れがたい。

もう一つは、人権との関係でいけば、では今我々グッドネイバー（良き隣人）プロジェクトでやっていきますけれども、具体的に、では県は何をするのですかと。単に公表しないだけで人権は守れるのですかということはお伺いはしております。「あおもりオペーション」ということをやっているようでありませうけれども、そういうところが人権の話ですか。

何点目までいったか分かりませんが、もう一つが、あとむつ下北の特殊性というのがあるのです。例えば「むつ管内」と出るわけです。そうすると、みんなむつ市だと思わないですか。大間町で出ても、佐井村で出ても、風間浦村で出ても、きっとむつ市だと思ってしまう。そうすると、要らない詮索が始まって、そういうのが誹謗中傷につながっていく。

もう一つ言えば、特殊性で言えば、必ずむつ総合病院に来るわけですから、結局むつ市の人たちがケアすることになるということを考えても、少なくともむつ市はむつ市とって公表すべきであろうというふうに私は取り上げています。

最後に、これは少し大きな論点ではあるのですが、メディアとの関係です。今現状青森県内で発生すると、地元紙は1面トップで扱って、もう詮索するような動きをするわけです、テレビも含めて。テレビも速報で流すわけです。ちょっと6時のニュースに入ってくるわけです。私の大事なニュースを差し置いて入ってくるわけです。そうい

うことがメディアの状況としてある中で、仮に県だけがそういうことをしても、実質的に人権は守られないだろうと私は思うのです。そういうことよりも、ちゃんと市町村名ぐらいまでは言った上で、市町村と県が連携をして、人権を守っていくプログラムをしっかりと構築すべきだというふうに伝えましたが、特に答えはありませんでした。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 市長の言いたいこと、よく分かりました。偏見とか差別ということの話からここまで進んできましたが、コロナにかからなくても、うわさとかというのは、やはり負の連鎖としてどんどん広がっていくというふうな可能性があるのです、やはり条例を制定して、その基本となる考え方をしっかり持とうということの話だというふうに思います。

また、青森県が今回基準を作成したこと、そしてむつ市が条例をつくったこと、そして今ほどの市長の答弁からすると、今後の対応として一定の経済対策、または感染症対策には区切りがついたのだろうと。次は、第2弾として誹謗中傷、人権の擁護、または人としてどうあるべきかというふうな方向性に持っていくのだというふうなことを私は感じましたが、現在組織しているプロジェクトチームの在り方、そして今後の新型コロナウイルス対策の行政の対応について、市長はどういうふうに進めていこうと思っているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、感染が拡大した結果として、様々なことが明らかになっています。例えば10人感染者がいたとしても、ほかの人にうつすのは2人だけだと、そのうち複数の人にうつすのは1人だけだということは今の時

点で分かっています。それは、4月とか5月とか、自粛していた頃には、私たちが閉じ籠もっていた頃には分からなかった。でもそういうことが分かってきた。さらに、本当に病院でケアが必要なケース、重症、重篤化するというケースが、その無症状者合わせてということではないです、症状がある人の中で全体の5分の1くらいですよ。ということを考えていけば、ベッドが4床ということとの関係でいっても、感染者自体が4人ということだけではない形での医療ケアが今後可能になってくる。ですから、リスクの評価がどんどん、どんどん変わってきていると思うのです。それを政府が正當に評価をして、指定感染症の分類というのを少し明らかにしていく、正しい理解の下にやっていけば、私たちのやり方もどんどん、どんどん多分変わってくると思います。

今のお尋ねに行くのですが、この感染症は赤十字が上手な整理をしていて、怖いことが3つあると言っているのです。1つは感染症としての恐怖。それは、病気ですから、みんなに広がっていきま、病気にかかったら、それは怖いですと。2つ目が不安が広がるという恐怖。これは、どんどん、どんどん、正しい理解が進まなければ、コロナにかかった最初のうちは、もうみんな死ぬみたいな、ニューヨークとかスペインの状況ばかり出ていたから、いや、私もそう思っていました、実際。そういうふうな恐怖が広がっていく。正しい理解ではない下での恐怖が広がっていくということが2つ目の感染。3つ目の感染が、そのことによって感染者の人たちが誹謗中傷を受けるというような、誹謗中傷増、これが広がっていくという感染があるというふうに言われているのです。この3つの感染をトータルで考えて政策にしていって対応していかなければいけないということで、今回のこの条例案の制定ということになっています。

したがって、今回である意味仕上げだと私は思

っています。危機突破PTについても、10月、9月中には発展的解消といえますか、念頭に仕上げていきたいと思えますし、この対策自体が日常化しますので、10月1日にはある意味もうPTという形ではなくて、人事と組織配置の中で通常の業務に戻った上でこの感染症対策をしていく、そういう時期に来ているのかなというふうに思います。

この条例をきっかけに、やらなければいけないことがまだあるのです。アツギの対策とかあるのですが、そこはそういう対策をする課の人を増やすとかということやっていくということですが、いずれにいたしましても今後はやはり感染症との闘い、不安、恐怖との闘い、偏見、差別との闘いというそのバランスの中で通常の市役所の組織の中で対応していくような体制を取っていききたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） それでは、議案第85号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例について質疑いたします。

提案理由としては、「本案は、市内の事業所における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、もって市民の皆様の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小とするためのものです」との説明がありました。また、国でも新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が令和2年3月13日にされておりますとの説明でありましたので、詳細について、3点ほど質疑いたします。

1点目として、新型コロナウイルスの感染状況は日々変動し、今でも予断を許さない状況にあるとは思いますが、条例発案から提案に至るまでの

経緯についてお伺いいたします。

2点目として、第9条では認定事業所の事業者に対し、感染症対策に関する物資の供給、衛生指導等の支援を行うものとするがありますが、2年間の認定期間中、定期的に物資の支援及び指導を行う予定であるのかお伺いいたします。

3点目として、第10条では、「認定事業所の事業者は、むつ市感染症対策あんしん飲食店等という名称を用いることができる」とありますが、条例制定することにより、これまでの認定証より一段ステップアップした新たな認定証の発行等は考えているのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私のほうからは、発案から提案に至るまでの経緯についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る感染対策強化の観点から発出されました緊急事態宣言は、感染者数の減には一定の成果がある一方で、大きな経済活動の停滞を招きました。そこで、国では新しい生活様式の実践例が各業種ごとに示され、感染防止対策と社会経済活動の両立に重点が置かれることとなりました。

これらを踏まえ、むつ市では市の保健師による保健衛生指導を実施し、飲食店等の感染症からの安全を確保し、さらにこれが店舗等を利用する市民の皆様の安心につながるよう、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るべきと考えたあんしん飲食店等認定制度を実施してきたところであります。

今回本条例案を提出させていただいたのは、感染対策が長期化していくことを踏まえ、事業所の安全と市民の皆様の安心を日常的に確保する一方で経済回復を加速させていくため、その体制を構築する必要があると考えたためであります。

今後は、この感染症に対する正しい理解の下で、この条例に基づく措置を軸にむつ市事業者、市民の皆様一丸となってコミュニケーションを取りながら、未曾有の危機をあらゆる面で突破していくこととしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

第9条に関連して、2年間の認定期間、定期的なこういった衛生指導、支援を行うかについてでございますが、感染症対策の長期化が予想される中において、認定を受けた飲食店や事業所等の皆様は不安をお持ちのことと思いますので、現状把握のほか、お話を伺うなど、コミュニケーションを取りながら、認定飲食店等と市が一体となって対策に取り組むよう、2年間の認定期間中、任意ではございますが、数回にわたって実施する予定としてございます。また、感染状況に応じて適切に支援してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、市から認定証書の発行を考えているかについてでございますが、「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度」は、6月から開始してございまして、その当初から認定証の交付は行っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。やはり感染症防止と、もう一つ経済を回すということが今大きな課題ではないかと思えます。そして、ご答弁の中に市民とのコミュニケーションを取りながらという、部長も市長もそういうふうにお話ししてくれました。やはりコミュニケーションを取ることが大事ではないかなと思っています。

そして、今3点目では、新たな認定証の発行は

考えていないと、これまでのものと同じものを出していくということですが、やはりピンチをチャンスに捉えるということもあろうかと思えます。やはり魅力的なお店の中で、貼ってすごく楽しくなるような認定証も考えてはどうかと思うのですが、その辺のことはどう思いますでしょうか。むつ市独自の、やはり飲食店等が連帯感を持つようなというふうなことについては、今のところは発案ないですか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、新しく認定をされた方には、新しい認定証を交付します。ですから、認定を交付しないということではないです。

それから、魅力ある認定証ということですが、認定証を御覧になられたことあるのかどうか、ちょっと承知しておりませんけれども、大分デザインもおしゃれにというか、作らせていただいておりますし、私ども交付、直接行っておりますが、そうした認定証自体も好評をいただいているところでございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 市長が魅力的だとおっしゃるのでしたら、これからの時代にきっと魅力的な認定証だと思えますけれども、やはり店先に皆さんが、この前ちょっとテレビでありましたけれども、むつ市の状況とは違うのですけれども、同じようなものを店先にぱっと出して、連帯感を持つようなまちづくりというふうなのをちょっと想像していました。中だけに貼るというのではなく、例えばお店の外に出すようなというふうには、それはこれから機会がありましたら……

（「やっています」「あまり感想述べれば駄目だ、質疑、質疑」の声あり）

○14番（濱田栄子） はい。やっていますというこ

とですので、私も少し調査しながら、あまり目につかないものですから、今日提案してみました。

大分斉藤議員も質疑してくれましたので、私としてはこれで終わりたいと思いますけれども、やはり附則の第4の「検討」におきましては、「市は、関係法令の改廃の状況、感染症の発生及びまん延の状況等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とありますので、感染症の拡大または縮小によって大きくこれは状況が変わっていくと思っております。

ですので、先ほどはもう感染症はこれから闘っていかなければならないというので、専門職というふうな場合を設けるとおっしゃいましたが、私としては早い時期に新型コロナウイルスが終息して、この条例が必要でないというような状況になるまで願って質疑を終わります。

○議長（大瀧次男） これでは濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 質疑をいたします。日本共産党の佐藤です。

議案第85号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例に対して質疑いたします。事前に提出した発言要旨と多少異なる表現あるいは部分があることをお許しください。

まず、本条例案は、市事業者、市民の努力義務を定めたものであることと理解していいのか。また、努力義務の一環として任意で第5条で事業者が認定を受けることができるかとされているのに対して、第6条で立入検査をさせることができる、あるいは第7条で命ずることができると、改善命令ですね、と規定されていることに整合性があるのかというふうに考えているのですが、いかがでしょう。

あと第6条の立入検査では、事業者の同意が必

要なのか。普通立入検査の場合は必要ないのですけれども、一応お伺いしたいと思います。

あと、新型コロナウイルス感染症に必要と認めれば、第2条の（1）、第5条の（4）、第6条、第7条等で市長のある程度の強い権限を行使することができるわけですが、これが市民や事業者の活動に制限を感じるとか、萎縮につながらないかということです。

次に、第5条第4項の更新の申請をしなければならぬという規定や、第6条の立入検査をさせることができるという規定、そして第7条の必要な措置を取るべきことを命ずることができるという規定は、努力義務になじまないのではないかと私はちょっと思っているのですが、いかがでしょう。

最後に、第9条から第11条に規定する内容は、全て認定事業所に行われるものだと考えております。そこで、全ての事業所に対して本来は平等に提供されるべきものではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 多岐にわたるお尋ねでしたが、私から全部お答えさせていただきます。

まず、お話の前提で、今回の市長の権限の行使が市民の生活の制限や萎縮につながらないかというお話ですが、全くそうしたご指摘には当たらないというふうに理解しています。何もこの条例上「市長」と書いているから、私が目を三角にして監視の目を広げるということではありません。これ対応するのは、常日頃市民の皆様の健康診断のお手伝いをしたりですとか、母子の事業で子供たちを相手にしたりですとか、あるいは予防接種で、こちらもお年寄りの皆さんはじめ市民の皆様を相手にしている心優しい市の保健師が対応します。この市の保健師がどのように対応するかというと、1軒1軒お店や事業所を丁寧に回って、

その相談を聞いた上で国のガイドラインの項目について1つずつチェックをしていきます。それも、別にこれやっていないから駄目だとか、これやらなければ駄目だということを言っているわけではなくて、むしろどうやったらこのガイドラインを守れるのだろうかとか、どうやったら感染症を防ぐような安全をこのお店で、様々なお店の形があります、様々なお客さんの形があります。そうした中で、1軒1軒丁寧に寄り添いながら実行していくのが今回のこの条例であります。

したがって、お店の安全を守ってお客さんの安心を守る、そうした恒常的な体制をつくるのが本条例の趣旨であるということはず理解をさせていただきたいと思えます。

このことが何を意味するか。なぜ条例でやらなければいけないかということ、私は今回のコロナ対策というのは、国も含めて法的な根拠なく様々なことをやり続けている。そのこと自体に一政治家としてじくじたる思いがあります。そのことは、私は多くの議員の皆様も思いを共有していただいていると思えます。市長が勝手にやるのはオーケーで、条例でやるのは駄目だというふうなことは、民主主義そのものを否定することになりますから、それはよく考えていただきたい。自己否定にもつながると思えますし、民主主義そのものを否定することになりますので、そのことはよく考えていただきたい。

さらに言わせてもらえば、3点目ですけれども、今現時点で300を超えるお店が自主的に手を挙げてきてくれている。それはなぜかといえば、自分のところで起こしたくない、お客さんに迷惑かけたくない、むつ市を安全に守っていきたいという思いが今あるわけです、この事業所、飲食店、お店、タクシー、バスの皆さんに。その思いを私たちは制度にして、しっかりとした形で運営していくというのは、これは絶対に私は必要なことだ

と思えます。ですから、この後むつ市がこの感染症と向き合って、感染対策をしながら経済の回復に努めるための必須の仕組みであると私は理解をしています。

そうした中でお尋ねに1点1点答えますが、事業者の努力義務を定めたものなのかというふうにおっしゃいましたが、それは読んでのとおりで、事業者の努力義務をもちろん定めています。条例で努力義務を定めるということは、これは法制一般論としては当然考えることだというふうに思えますし、そのことをもって私たちは法的根拠を持って皆さんにお願いができるということになるかと思えます。市長が自由に何でもかんでもお願いするよりは、この場で決めた民主主義の総意としてお願いができるほうがむしろ正当であろうと、そう理解したからであります。

立入検査、これについて、事業所の認定と立入検査及び改善命令に整合性があるのかということですが、そもそも事業所が認定を受けることは任意です。つまり受けるかどうかは自由なのです。受けたときに一定の支援と、それから立入検査を許容するかということは、認定される、認定を受けたいと思う方が決める話ですので、この場合そうした整合性が問われる問題ではないと私どもとしては理解をしています。

立入検査についての同意が必要かどうかということについては、条文上は必要ではありません。しかしながら、私たちは運用上、さっきも言いましたけれども、ふだん優しい保健師さんが、家庭では分からないですけれども、ふだん優しい保健師さんが、いきなり店に乗り込んで行って、それで、おまえらやっていないから、これ認定取消しだとか改善しろなんていうことを言うはずがない。そんなことはしない。ですから、形式上同意は不要ということになっていますが、運用上は基本的には同意を得てやるということだと思ってい

ます。

更新の申請とか立入検査が努力義務になじまないというのは、ちょっと私は論点が理解できなかったのですが、努力義務とは関係のない世界の中で、その認定制度の中で運用することだと理解をしていただきたいと思います。

認定事業所以外に支援を行わないのかといえ、私たちは限られた財源の中で限られた支援をするということであれば、協力してくれるお店と一緒に支援の輪を広げていくというのは当然のことです。やりたくないから、では要らないというのであれば、それはもう自由にやってください。でも、お願いですから、ちゃんと感染症対策はしてくださいねというのは一緒だと思いますので、そのように総合的にご理解をいただきたいと、このように考えてございます。恐らく全て答えているはずで。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） コロナに対して、やっぱり市民を守らなければいけないというのは市長と同じです。先ほど市長がおっしゃっていた様々な回答、あるいは強制力の問題、その点も私は、一応中身については理解しました。市民がやっぱりいろいろな面で、事業者も含めて、大変よく協力してくださっているというふうに私も理解しています。

そこで、先ほど市長のほうからも、国がちゃんと法整備していないと、私もそう思っています。ですから、なかなかやりにくい部分があるということも感じています。そうなのですが、認定事業をはじめこれまでの新型コロナウイルス対策については、本当に市長をはじめ職員の皆さんが献身的に仕事をしてこられたこと、よく分かっているつもりです。今までの対策も、法に基づいてできたことと、そうではなくて、政策としてしてきた部分がかかなり多いと思っています。これについても、

やっぱり臨機応変に行政としては行うべきだというふうに思っています。

こういうことを考えると、市民の皆さんもそれぞれに応じて、要請等に応じて、国や県や市の要請に応じてきたものと思っています。ですから、現行法に基づいて、あまり多くはないのだけれども、柔軟な対応をしていったほうがいいのではないかというふうに思いますが、そこを……

○議長（大瀧次男） 佐藤武議員に申し上げます。

質疑は簡潔明瞭にお願いします。

○1 番（佐藤 武） 分かりました。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 現行法に基づいて対応することだと思うのですが、例えば、それは県の権限ですけれども、感染症対策のお店に風営法の立入検査を実施するというのが正しいという認識なのですか。それが現行法のやり方ですよ。それおかしいではないですか。全然関係ない規制を持ち込んで、それで立入検査をしようなんというのは、考えられないことだと思いますよ。法治国家ですよ、ここ。何かの理由をつけてやるのでしようけれども、感染症対策をするのであれば、感染症対策として一貫した法体系の中で、法的な権限を持って、私たちはこれを実施するというのが法治国家、民主主義の正しい在り方です。

そして、今何もない中で市長がやっている、勝手に、はっきり言って。議会に怒られる、何で勝手にやっているのだと。でも、それはみんな理解してくれるから、理解してくれて共感してくれているから許容してくれている。でも今ここで議会にかけたということは、民意の発露として、民意の総体として、これからこの感染症対策をお店や事業者やバスやタクシー、飲食店でやっていきましようということを言っている。それは、私の投げかけであり、それは皆さんきっと応えてくれるだろうということをやっているのです。

ずっと言ってきました。ほかの自治体は専決しても、うちは専決はしません、何事も。全て議案でやっているはずです。今回も、ですから議長にはご迷惑をおかけして、最後補正予算、今日出させていただきます。それも、私は議会を大事にしている、民意を大事にして、民主主義を推進する立場だからこそやっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第85号について、2点質疑させていただきます。

今までの質疑の中で、質疑内容の大要、そして概要は理解できましたので、私のほうから、実際に事業者の方が疑問に思うであろう部分の、ちょっと細かくなりますが、2点質疑させていただきます。

1点目は、先ほどからお話が上がっている「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度」との関連性です。認定についての趣旨、要件はどちらの制度もほぼ同様であります。現在あんしん飲食店等に認定されている事業所について、同意書等に一筆いただき、移行していくという認識であります。実際にその同意書がどういった形で事業者へ届け、そして認定されるまでの流れも、併せてその関連性についてお伺いします。

2点目は、第9条、感染症対策に関する物資ですが、今現在市のほうでは次亜塩素酸水の供給を予定しております。次亜塩素酸水については、その効果が認められ、残留性が低く安全とされていますが、その反面、使用期限には注意が必要とされています。温度の上昇や直射日光、そして紫外線に弱く、保存方法によって大きく使用期限が変わってきますが、その点、供給方法も踏まえて事業者への供給方法についてお伺いします。

以上、2点です。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

まず初めに、「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度」との関連の中でお答えいたします。今回の条例は、先ほども申し述べましたが、「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定制度」に法的な根拠を持たせ、支援体制を強化することとしたものでございます。今後につきましては、規則等で制定いたしまして、事業者の皆様にご案内を、既に認定を受けた皆様にご案内をすることとしております。

この条例案の附則には、第2項がございまして、同意のみでこの認定の効果を得ることができるというふうなことを規定されておりますので、こういった面も案内して、市民の皆様にも周知してまいりたいと考えてございます。

続きまして、感染症対策に関する物資として次亜塩素酸水についてでございます。今般この生成器を購入いたすこととしてございまして、9月末の設置を予定しております。これにより飲食店の皆様には継続的に次亜塩素酸水の提供が可能となる体制づくりが早ければ10月からとなります。ただし、この次亜塩素酸水につきましては、1か月程度しか効力はもたないということですので、1か月で更新していくこととなります。

先ほど原田議員もおっしゃいましたが、温度とか、そういった気温面での条件が付されております。基本的には、薄暗いところで直射日光によって組成、生成、化学的な変化で内容が変わることがありますので、そういった面での扱いも併せて周知させていただきたいと思っております。

まず提供方法につきましては、今後週に1度提供日を設ける等、そういったことでこちらも皆様にご案内してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 再質疑いたします。

同意を求めるといことで、同意書を出すのを忘れたとかで、結局二重というか、2つの、前の制度、そして今回の制度というふうにはばらばらに認定されるケースが出てくるのではないかなと思います。そうなった場合、先ほど齊藤議員からのお話もあったとおり、あそこは立入りがあるから認定を受けないのだとか、そういった誹謗中傷もなりかねないという状況が発生しますので、できるのであれば、ぜひそういった同意、今現在認定されている方、事業所で同意書が返ってこないとかという事業所に対しては、ぜひ市のほうで赴いて、100%新しい条例のほうに同意していただくような形を取っていただきたいと思うのですけれども、その辺の考えについてお伺いします。

すみません、もう一点、次亜塩素酸水について、非常に細かいのですが、供給する場合、市が例えば容器を用意するのか、それとも事業者さんのほうで容器を持ってきて、市がその機械に入れて供給するのか。もし現時点で考え等あればお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 前の制度と今の制度の移行の話ですけれども、件数自体はまだ300ですので、いずれにしても個別の対応にはなると思います。ですから、基本的には移行してもらうということだと思いますし、仮に移行しないという判断があったとしても、先ほどから言っているとおり、立入検査と強く前面に出ていますが、実際は心優しい保健師が行ってお話を伺って新しく安全を構築するということですから、特にそのことについて、今私が回っている感じでいっても、反対ということはないというふうに理解をしていますので、その点皆さんにもご安心していただけるように、運

用についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

容器の話は担当からお答えさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） ただいまの次亜塩素酸水の提供方法についてお答えいたします。

基本的には、容器を持参していただくということとしております。場所といたしましては、本庁舎以外にも分庁舎にもこういったものを設けて、どこでも、どの庁舎でも受け取るような環境は整備したいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で議案第85号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。議案第85号 むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例案について、反対討論を行います。

新型コロナ禍において、市民は国、市の要請に

させない努力を十分していると思っています。そうした状況下では、条例を制定しなくても政策として実行できるのではないかというふうに考えています。

また、自主的に行政からの要請に応じている市民の現状を考えると、第4条で努力義務を課す根拠も薄いのではないかと考えております。努力義務とは、言うまでもなく遵守されるか否かは当事者である市民、事業者の任意にのみ左右され、その達成度についても当事者の判断に委ねられているものであることから考えれば、条例で努力義務を課す必要はないのではないかというふうに現状では考えています。

第9条から第11条までの間で、事業者に対する様々な措置が取られるわけですけれども、これについて、事業者の中で認定事業者と非認定事業者の差別的不利益が生じるおそれがあるのではないかというふうに考えています。

第2条(2)、第5条(4)、附則2及び3において、市長の裁量によるものが多いことにも危惧をしております。第5条の第2項、第3項、第6条及び第7条で強制力を持たせていることは、本来努力義務であるはずの本条例と相入れるのかどうかという疑義も持っています。

あと本条例案は、感染症の対策を推進する事業主として認定を受けることは任意であるということですが、認定を受けなければ信用問題が業者にとっては生じる。対象事業者として商売を続けていく上では、認定を受けることが非常に有利に働くわけです。ほとんど全ての対象事業者が認定申請をすることになるでしょう。それは、対策の一つの手だてになるというふうには考えていますが、任意の申請が認定されると、先ほども質疑の中で申し上げましたが、強制力が働くということはどうなのかというふうに思っています。

努力義務と任意の申請であるが、全ての対象事

業者が申請せざるを得ない状況をつくっていくという仕組みになっているのだと思います。

市民に対する努力義務や事業者に対する努力義務及び認定制度を条例で規定することによって、市民の中に差別と分断とか相互不信につながらないようにしていくべきであるというふうに思います。

以上の点で、本条例案に反対します。以上です。

○議長(大瀧次男) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第85号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第13 議案第86号 令和2年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(宮下宗一郎) ただいま追加上程されました議案第86号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、7,680万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、440億6,857万5,000円となります。

まず、歳出についてであります。商工費に新型コロナウイルス感染症対策に係るプレミアム付商品券事業を拡充するための経費を計上しております。

これは、プレミアム付商品券の購入申込が発行数を上回ったことから、消費喚起による市内経済のさらなる回復を目的に、プレミアム付商品券を追加発行するための経費であります。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付見込額を計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、12時まで暫時休憩いたします。

午前 11時 31分 休憩

正 午 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第86号

○議長（大瀧次男） これより議案第86号 令和2年度むつ市一般会計補正予算の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第245回定例会を閉会いたします。

午後 零時 01分 閉会